

一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟定款

平成21年4月1日
改正令和7年5月28日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟（略称「老施連」）という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所は、神戸市中央区橘通3丁目4番1号 神戸市立総合福祉センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、老人福祉及び介護に関するサービスの質の向上と事業の健全な発展を図るため活動を展開するとともに、市民福祉への貢献等福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人福祉及び介護に関する調査研究
- (2) 老人福祉及び介護に関するサービスの質の向上と事業の安定経営
- (3) 老人福祉及び介護に関する研修会等の実施と厚生福利の増進
- (4) 老人福祉及び介護に関する普及啓発活動と地域福祉の推進
- (5) 老人福祉及び介護に関するセーフティーネットの構築
- (6) その他目的達成に必要なこと。

(組織連携)

第5条 この法人は、事業の目的達成のため、全国及び地方組織等との連携強化を図り、必要な役割を担うとともに、地域におけるネットワークの中核を担う。

(公告方法)

第6条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第3章 会員

(会員種別)

第7条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉法人が経営する神戸市内の老人福祉施設等の施設長
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第8条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第9条 正会員及び賛助会員は、社員総会において定めるところにより、会費及び賛助会費を納入しなければならない。

2 理事会において緊急やむを得ない事情があると認めたときは、社員総会の承認を得て特別会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が死亡若しくは失踪宣告を受け又は解散したとき。
- (3) 正会員が、その所属する団体の施設長を退任したとき、又はその団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 請求後6か月以内に、催告に応じず会費を納入しないもの。

(退会)

第11条 会員が、退会しようとするときは、理事長に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、理事長は、その社員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他、前各号に準ずる者

2 前項により除名が議決されたときは、理事長がその会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 第10条の規定により会員の資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関しては、これを免れることはできない。

(会費その他拠出金品の不返還)

第14条 第10条の規定により資格を喪失した会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

3 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(開催)

第16条 社員総会は、定時社員総会として毎年度2回開催するほか、理事会が必要と認めた場合臨時社員総会を開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を付して、社員総会の招集を請求することができる。

なお、請求する社員総会の目的は、第19条の議決事項でなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項について議決する。

- (1) 事業運営に関すること。

- (2) 定款及び各種規程類の改廃に関すること。
- (3) 理事・監事の選任及び解任に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 他団体への加盟及び脱退に関すること。
- (6) 会員の除名に関すること。
- (7) 解散及び残余財産処分に関すること。
- (8) その他理事会が必要と認めたもの、一般法人法及びこの定款で定められたもの。

(成立)

第20条 社員総会は、社員の過半数以上の出席で成立する。

- 2 社員総会にやむを得ず出席できない社員は、議長に対し委任状の提出を行うものとし、提出された委任状をもって、その社員は、出席者とみなすものとする。

(議決)

第21条 社員総会における議事の議決は、議長を除く出席社員の過半数の議決をもって行う。
なお、可否同数のときは議長が決する。

- 2 役員の選任は、各候補の者ごとに議決を行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の議決は、社員総会において、総社員の3分の2以上をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 定款の変更
 - (3) 解散及び残余財産処分
 - (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び社員総会に出席した正会員又は理事のうちから選出された2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の定数)

第23条 この法人に、次のとおり役員を置く。

- (1) 理事は、第24条第2項による候補の者の中から選任された数とする。
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を理事長、若干名を副理事長、1名を業務担当理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般法人法上の代表理事とする。

(役員の選出)

第24条 役員の選出は、次の各号により行うものとする。

- 2 理事は、定める区分及び定数により、社員の中から互選された候補の者と、理事長から推薦された業務担当理事候補の者とする。
- 3 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼任することはできない。

(役員の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、定めた順位の者がその職務を

代行する。

4 業務担当理事は、事務局長として事務局を統括し、事務局の運営を行う。

5 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

6 監事は、財産及び会計状況の監査、理事の職務の執行の監査を行い、監査報告書を作成する。また、必要があるときは業務の報告を求め、業務及び財産状況を調査することができる。とともに、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（役員の任期）

第26条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する社員総会の終結の時までとする。

2 補充役員及び増員役員の任期は、前任者の残務期間とする。

（役員の解任・辞任）

第27条 理事が、次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき

2 監事が、前項各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の3分の2以上の議決により解任することができる。

3 役員において社員でなくなった場合及びその他一身上の都合で辞任する場合は、辞任届を提出し、理事会で承認を受けなければならない。

（役員の報酬）

第28条 役員は、原則非常勤で無報酬とする。ただし、常勤役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 報酬及び費用の弁償については、社員総会の議決を経て別に定める。

（顧問・参与）

第29条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、社員総会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、又は、会議に出席して意見を述べるすることができる。

第6章 理事会

（構成）

第30条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定を行う。

(2) 理事の職務執行の監督を行う。

(3) 理事長、副理事長、業務担当理事の各候補の選出及び理事長、副理事長、業務担当理事の解任を行う。

（招集）

第32条 理事会は、理事長が招集するものとする。

（運営）

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事会は、過半数以上の理事の出席で成立する。また、議決は、特別の利害関係を有する理事を除きその過半数でもって行う。

3 前項の規定に関らず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとする。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印を行う。

(事務局)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。

第7章 資産及び会計

(設立時資金)

第36条 この法人の設立時の資金には、神戸市老人福祉施設連盟からの寄付金を充てる。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から平成22年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画、収支予算については、毎事業年度開始前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算報告)

第39条 この法人の事業報告、決算報告については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けるものとする。その後理事会の決議を経るとともに、社員総会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書、収支計算書

(5) 貸借対照表、損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項で承認を受けた書類、この定款及び社員名簿は事務所において保管し、社員から請求があった場合には閲覧に供する。

(経費)

第40条 この法人の経費は、会費、助成金、寄附金及びその他の収入を充てる。

2 前項の規定による会費の基準年額は、別に定める。

(剰余金等の不分配)

第41条 この法人は、社員に対して、剰余金又は残余財産の分配をすることはできない。

(法令準拠)

第42条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、第21条第3項において定める社員総会の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、第21条第3項において定める社員総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散した場合の残余財産は、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会に寄贈するものとする。

第9章 附則

(規程類)

第46条 この定款の施行に関する事項を定める規程は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

(設立時役員)

第47条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

・設立時理事	吉岡 正勝		
・設立時理事	吉岡 崇	・設立時理事	松井 年孝
・設立時理事	高谷 育男	・設立時理事	出上 俊一
・設立時理事	城 邦子	・設立時理事	春井 秀雄
・設立時理事	宮野 孝子	・設立時理事	渡邊 五男
・設立時理事	田中 重樹	・設立時理事	信川 恒夫
・設立時理事	中辻 照子	・設立時理事	森 茂樹
・設立時理事	倉岡 和彦	・設立時理事	佐藤 光子
・設立時理事	丸田 守	・設立時理事	畑野 守
・設立時監事	小澤 正人	・設立時監事	本田 幹雄
・設立時代表理事	吉岡 正勝		

(設立時社員)

第48条 この法人の設立時社員の氏名住所は、次のとおりである。

以上、一般社団法人 神戸市老人福祉施設連盟設立のために、設立時社員本人であり、かつ他の設立時社員17名の定款作成代理人である吉岡正勝は、この定款を作成し、以下に記名押印する。

平成 21 年 3 月 31 日

設立時社員

設立時社員本人兼設立時社員 17 名定款作成代理人

吉岡 正勝 ⑩

附 則

この定款は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

この定款は、平成 23 年 4 月 1 日より一部改正する。

この定款は、平成 23 年 5 月 18 日より一部改正する。

この定款は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正する。

この定款は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改正する。

この定款は、令和 6 年 4 月 1 日より一部改正する。

この定款は、令和 7 年 5 月 28 日より一部改正する。